

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

知立市長 林 郁夫

市町村名 (市町村コード)	知立市 (23225)	
地域名 (地域内農業集落名)	知立市全域	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、田は集積が進んでおり、担い手は後継者が育っている。
- ・耕作放棄地も少ないが、畑は1筆あたりが小さかったり、担い手がないため、耕作者の高齢化により、耕作が困難になる可能性がある。
- ・今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田については、引き続きブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し、集積集約を進めながら、水稻、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。また、場所によっては現状の作物に加え、戦略作物を検討していく。
- ・中心となる経営体以外の農業者については、農地中間管理機構の支援を受け、中心となる経営体へ農地の集積を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	254.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備は終了しており担い手への集約化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・愛知県や知立市・JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産可能な農地をあっせんし、相談から就農まで切れ目がない支援を実施。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・希望があった場合農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Empty space for recording selected measures
